

## 基本目標2 市民が協働し、あらゆる場に参画できるまち

### (1) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

多様な価値観を行政や政策に反映していくため、女性が社会参画をする意義についての啓発を行うとともに、審議会等の政策立案・方針決定の場への女性の登用を促進し、人材の育成や活用を推進します。

市の職員については女性の視点・価値観や新しい発想を行政運営に組み込むため、性別に関わらない適材適所の人事配置や、性の偏りを是正した職域の拡大に引き続き努めていきます。

#### ◆今後の取組◆

##### ① 市の審議会等への女性の参画の推進

市民意識調査では、行政や企業などの方針決定への女性の参画を図るために必要なことは、「女性が各分野で活躍すること」とともに「職場で男女共同参画の取組を進めること」、「男女平等のための法律や制度を普及させること」となっています。

これまで政策立案や方針決定への参画機会が少なかった女性が、社会のあらゆる場に進出するため、女性の参画を妨げる個人の意識や社会の仕組みを少しずつでも変え、能力を十分に発揮できる環境をつくっていくことが必要です。

日常生活に深い関わりを持つ市の施策や方針決定の場において、男女がともに参画することは、男女共同参画社会を実現する基盤となります。そのため、女性の立場からの意見や価値観が反映されるよう、各種審議会・委員会への女性の参画を積極的に働きかけるとともに、女性自身が意欲と能力を高められるよう、女性のエンパワーメントを促進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
12	審議会等の女性委員の登用の促進	市で設置している審議会等について、役職指定を見直すなど、女性委員の積極的登用について促進します。	市民協働課

② 市職員への男女共同参画の推進

男女共同参画を実現するうえで、行政の果たす役割は極めて大きくなっていることから、職員一人ひとりが男女共同参画の視点を持ち、実践することが必要です。

そこで、より広い視野に基づいた行政運営の推進を図るため、女性職員の管理職への登用に向けた意識啓発を進めるとともに、職域拡大、人材の育成に努めます。

本計画を確実に推進するため、職員一人ひとりの理解や実践とともに、関係各課との緊密な連携のもと、各施策の適正な推進を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課
13	新規採用市職員研修の実施	新規採用市職員について男女共同参画に関する基本的な知識と理解を深めるための研修を行います。	総務課
14	市職員研修の実施	管理職を含む市職員について男女共同参画に関する基本的な知識と理解を深めるための研修を行います。	市民協働課
15	女性管理職登用の推進	市女性職員の人材育成に努め、女性管理職の登用を推進します。	総務課
16	職員に対する育児休業・介護休暇制度の周知	職員に対して育児休業・介護休暇制度を周知し、取得しやすい職場環境の醸成に努め、特に、男性職員の育児休業取得を推進します。	総務課

## (2) 働く場における男女共同参画と仕事と生活の調和の推進 【女性の活躍推進計画】

性別などにとらわれず一人ひとりが能力を発揮するため、就労条件や就労環境に関する啓発と改善に向けた取組を引き続き推進します。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス<sup>※</sup>）、さらに、少子高齢化が進む中、就労形態やライフスタイルの多様化に対応した子育て・介護の支援体制の充実を図るとともに、高齢者や障害者の社会参画の機会を拡大することにより、自立し安心して暮らしていくための施策を推進していきます。

### ◆今後の取組◆

#### ① 働く場における男女共同参画の推進

働く場や雇用における男女平等な機会及び待遇を実質的に確保するため、引き続き「男女雇用機会均等法」などの関係法制度の周知や、労働環境・条件に関する情報提供を行います。

また、市民意識調査では、24.9%の人が生活の中で「仕事」が優先されていると回答しているのに対し、「仕事」を優先したいと希望している人は1.5%と、現実と希望ではかなりの差があることから、仕事と生活の調和がとれた働き方に見直すなど、ワーク・ライフ・バランスの促進を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課
17	市民及び市内事業所への法制度等の周知及び情報提供等	性別による固定的な就労意識や差別等が起こらないよう、「男女雇用機会均等法」などの制度の周知を図るとともに、労働環境の整備などについての情報提供を行います。	産業振興課
18	ワーク・ライフ・バランスの促進	固定的な役割分担意識を見直し、男女共同参画社会を実現するため、ワーク・ライフ・バランスの促進に取り組みます。	市民協働課

※ ワーク・ライフ・バランス：個人がやりがいをもって働き、仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児、介護といった家庭生活や地域活動への参加など、それぞれの生活様式や人生の各段階に応じて多様な生き方を選択し、実現できるようにすること。

② 働く場における女性の活躍の推進

女性の労働力率を年齢階級別にみると、結婚や出産、子育て期にあたる30歳代で一度落ち込み、子育てが一段落する40歳代で再び上昇する「M字型曲線」を描いています。就労が一時中断することは、男性に比べて非正規就労の割合が高いことや賃金格差にもつながっており、女性は職場での地位が低い傾向にあることや貧困状況にも陥りやすい要因の一つと言えます。

自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分発揮できる社会の実現を図るため、女性の就業支援や就業環境整備を推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
19	女性が働きやすい職場環境の推進	家庭生活と両立が可能となる職場環境の推進や、短時間勤務など多様な働き方について普及を図ります。 また、事業主への「女性活躍推進法」の周知を行い、事業主行動計画の策定を促進します。	市民協働課 産業振興課
20	女性のための就業支援と就業情報の提供	家庭の事由により退職した女性の再就職などを支援するとともに、就業情報の提供を行います。	産業振興課
21	起業に対する支援	起業を目指す人に対し、ノウハウの取得や資金調達の情報提供などの支援を行います。	産業振興課

## ③ 仕事と家事・育児・介護等の両立支援の充実

今回の市民意識調査でも、家事・育児・介護等については、依然として「妻」が担当していると回答している割合が高いのが現状です。

子育て支援、高齢者及び障害者の介護支援など個別計画を定め、仕事と家事・育児・介護等の両立を図り、安心して生活することができるよう、引き続き保育・介護サービスの充実に努めます。

また、男性が家事・育児・介護等に積極的に参画するために、家庭での固定的な性別役割分担意識を解消するとともに、男性の主体的な参画を重視した学習機会や啓発を推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
22	ファミリー・サポート・センター事業	「子育ての援助を必要とする人」と「子育ての援助ができる人」を会員とするファミリー・サポート・センターを設置し、会員間の相互援助活動により地域の子育て支援を進めます。	子ども課
23	保育サービスの充実	多様な保育ニーズに応えるため、延長保育、一時預かり保育、障害児保育、病児保育などの保育サービスの充実を図るとともに、保護者の所得に応じた保育料を設定し、負担の軽減に努めます。	子ども課
24	放課後児童健全育成事業	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生が放課後や週末等に安心して生活できる居場所として学童クラブを設置し、児童の健全な育成支援に努めます。	子ども課
25	母子家庭等福祉推進事業	母子家庭及び父子家庭等の福祉の充実を目的とし自立に向けた資格取得のための給付金や自立支援員による相談などの支援を行います。	子ども課
26	子育て支援の情報提供	広報、ホームページによる周知や子育てガイドブックなどの配布、子育てコンシェルジュによる情報提供のほか、子育て世代が利用しやすい情報提供の充実に努めます。	子ども課
27	男性の育児参加の促進	マタニティセミナーへの両親参加、父子手帳の活用、啓発パンフレットの配布、子育てイベントや子ども広場などを活用し、男性の育児参加について啓発を行います。	子ども課 健康課
28	要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	学校教育法第19条に基づき、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。	学校教育課

### (3) 地域における男女共同参画の推進

男女がともに地域とのつながりの中で個々の才能を十分発揮できるより良い地域社会の形成を図るため、女性が社会参画をする意義の啓発を行います。

また、地域・社会活動への参画に向けた人材の育成・発掘・活用の支援を推進します。

さらに、家族経営協定の締結促進や女性農業委員などの農村女性リーダーへの活躍支援、女性起業の育成支援を行うことで引き続き農業分野における男女共同参画の推進を図る必要があります。

#### ◆今後の取組◆

##### ① 地域活動における男女共同参画の推進

市民一人ひとりが、個性と能力を発揮し、生きがいを感じながら様々な地域・社会活動に参加するためには、地域に残っている固定的な性別役割分担意識に基づく慣習・慣行を見直すことも必要です。

また、本市の自治会長（区長）の女性比率をみると、令和2（2020）年4月現在1.2%となっており、女性自治会長（区長）の参画が課題となっています。

市では、市民に対し、地域活動やボランティア活動の情報提供を行うほか、指導者や担い手の育成に努めます。

また、方針決定の場への女性の参画を促進するために、活動団体を支援し連携を深め、誰もが個性と能力を発揮できる環境づくりを進めるとともに、自治会などに対し男女がともに主体的に参加できるよう、啓発を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課
29	ボランティアの育成と活動支援	市民と行政が、互いの特性や能力を活かしながら目的を共有し、地域課題などの解決に向け、男女が連携、協力して取組を進めます。	市民協働課
30	放課後子ども教室推進事業	地域・家庭・学校が連携し、すべての子どもが放課後や週末等を安全・安心に過ごすため、地域の方々の協力を得ながら、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動を行います。	生涯学習課
31	中学生ボランティアリーダー養成講座	中学生の積極的な社会参加活動の推進を図るため、市内中学生から参加者を募集し、各種ボランティア活動プログラムを実施します。	生涯学習課



No.	事業名	事業内容	担当課
32	初級指導者養成講座	市内の子ども会指導者等を対象に、青少年地域指導者の資質向上を図ることを目的として、性別にかかわらず、各種講座・実技研修等のプログラムを実施します。	生涯学習課
33	沼田市青少年育成相談センター補導員会	補導員としての任務遂行に万全を期し、青少年の健全育成に資するため、補導員相互の連絡調整と研修を実施します。	生涯学習課
34	地域学校協働本部事業	幅広い層の地域住民・団体等が参画するネットワークにより、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とする地域づくりを目指すため、地域・家庭・学校が連携・協働する体制づくりを推進します。	生涯学習課

## ② 農業・商工自営業等の男女共同参画の推進

農業や商工自営業等の担い手の男女が、ともにその持てる力を十分に発揮できるように、固定的な性別役割分担意識や、それに基づく慣習等にとらわれないよう、啓発・広報冊子の配布、組織・団体等との連携による女性の社会参画を推進します。

また、農業委員の女性委員登用などを通じて、方針決定の場への女性の参画を拡大することや、女性起業ネットワークの構築などにより、女性が活動しやすい環境づくりを促進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
35	家族経営協定※の推進	家族が、相互に責任のある経営への参画を通じて、魅力的な農業経営を確立するとともに、それぞれの立場を尊重しあい、健康で民主的な明るい家庭を建設するために、「家族経営協定」の締結を推進します。	農業委員会事務局
36	生活研究グループなどの活動支援	女性が活動しやすい環境づくりのため、生活研究グループなどの活動支援を行います。	農林課

※ 家族経営協定：家族経営協定とは、家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐をもって経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、雇用時間や休日・報酬の取り決めなど家族全員が働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

③ 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立します。

また、防災対策は、行政の取組だけではなく自主防災組織や消防団、ボランティア組織など地域の様々な団体と協働で取り組みます。

さらに、被災時の避難所等における多様な被災者のニーズの違いに対応するため、男女共同参画の視点に立った防災対策と災害時支援を推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
37	男女が参画する防災対策の推進	防災会議において女性委員を委嘱し、女性をはじめとする多様な意見が反映されるよう努めるとともに、地域団体等との協働による防災対策の向上に努めます。	地域安全課